

一般社団法人 再生医療普及協会 会則

第1章 名称、事務局と目的

第1条（名称）

本会は、一般社団法人再生医療普及協会と称する。

第2条（事務局）

本会の事務局を代表理事の元に置く。代表理事の指名により事務局に事務局長を置くことができる。

第3条（目的）

本会は、再生医療の安全性や質の維持向上に関する活動を行い、その成果を発信して再生医療の普及及び振興を図るとともに、会員相互間の支援及び交流を行うことによつて国民の健康増進に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- （1）再生医療に関する情報収集及び情報発信
- （2）治療法の改善発展に関する研修活動及び情報発信
- （3）会員相互の情報交換及び大学等の研究機関との交流活動
- （4）再生医療等委員会の設置及び運営
- （5）前各号に附帯又は関連する一切の事業

第2章 社員及び会員

第4条（社員及び会員）

1. 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- （1）正会員 本会の目的に賛同し入会した者
- （2）一般会員 本会が設置、運営する再生医療等委員会（以下「委員会」という。）にて再生医療等提供計画の審査を希望するため、若しくは委員会の質の維持向上に貢献するために入会した者

2. 医療法人の元に複数の医療機関がある場合でも会員登録は医療機関毎に行う。

第5条（入会、退会、資格喪失）

1. 本会の会員として入会しようとする者は、年会費と共に本会所定の様式による

申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。ただし、正会員については理事の過半数の承認を得るものとする。

2. 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に本会に対して当該年度までの年会費を払い、書面にて申し出るものとする。

3. 本会の名誉を著しく傷つける行為があった場合、あるいは1年を超えて年会費を滞納した者は会員の資格を喪失する。

第6条（会員の権利と義務）

1. 会員は、本会が設置し運営する委員会にて再生医療等提供計画書の審査を受けることができる。その審査を受ける場合には、社員総会で別に定める審査料を納入しなければならない。

2. 会員は年会費を納入しなければならない。

第7条（会費）

1. 会員は当該年度初頭に年会費を納入するものとする。

2. 年会費は、正会員、一般会員とも10,000円（税抜き）とする。

3. 入会金は、請求しない。

第3章 社員総会

第8条（社員総会）

1. 社員総会は全ての正会員から構成され、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。定時社員総会は、年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

2. 社員総会は本会の重要事項を審議・決定する。代表理事が招集し、総正会員の議決権を有する正会員の過半数（委任状を有効とする）の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

3. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（1）会員の除名

（2）定款の変更

（3）解散

（4）その他法令で定めた事項

第4章 理事

第9条（理事）

本会に、理事3名以上を置く。理事のうち1名を代表理事とする。

第10条（理事の選任及び任期）

1. 理事は、社員総会の決議によって選任する。
2. 代表理事は、理事の互選によって定める。
3. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

第11条（理事の任務、報酬）

1. 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。
2. 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。
3. 理事には、別表により、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

第5章 委員会

第12条（委員会の設置と運営）

本会は以下の委員会を設置し、運営する。

1. 特定認定再生医療等委員会

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）に定める第一種及び第二種再生医療等提供計画に係る審査業務を行う。

2. 認定再生医療等委員会

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）に定める第三種再生医療等提供計画に係る審査業務を行う。

第6章 事業報告及び決算

第13条（事業報告及び決算）

1. 本会の経費は、年会費、委員会の審査料等をもって充てる。
2. 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供し、承認を受けなければならない。

第14条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年1月1日から12月末日までの年1期とする。

第7章 会則の変更

第15条（会則の変更）

会則は代表理事によって発案され、社員総会の決議を経て変更することができる。

第16条（会則と定款の関係）

この会則は定款の一部を抜粋し、定款の施行のために必要な会則として作成する。会則はできるだけ平易な表現を優先し、定款と会則に解釈の違いが生じた場合には、原則として定款の解釈を優先する。

附則：

1. 本会則は平成30年4月1日に制定し、平成31年3月1日より施行する。

（改正） 本会則は、平成31年3月1日から施行する。

（改正） 本会則は、令和3年2月25日から施行する。

（改正） 本会則は、令和3年11月1日から施行する。

別表 (理事の報酬)

名 称	報 酬 額	実費弁償費
常 勤 役 員 (月額)	—	—
非 常 勤 役 員 (月額)	50,000円	—
理事会等会議出席報酬 (日額)	—	—
理 事 業 務 報 酬 (日額)	—	—
理 事 会 (決議の省略の場合)	—	—